

令和7年度第3回市営住宅入居者募集要項

1 募集住宅

団地名	戸数	所在地	構造	間取り	入居時 月額家賃	敷金	学区
赤坂 (12号棟) エレベーター無	1戸	川合町349番地	準耐火 2階	2LDK	23,400円～ 34,800円 駐車場1台 1,500円	70,200円～ 104,400円	蒲生東小学校 朝桜中学校
ひばり丘 (4号棟4階) エレベーター無	1戸	ひばり丘町2番	中層耐火 4階建	2LDK	19,200円～ 28,600円 駐車場1台 2,500円	57,600円～ 85,800円	八日市南小学校 聖徳中学校
新大森 (1号棟3階) エレベーター有	1戸	尻無町8番地	中層耐火 5階建	2DK	22,200円～ 33,100円 駐車場1台 2,000円	66,600円～ 99,300円	玉緒小学校 玉園中学校
新大森 (2号棟4階) エレベーター有 単身可	1戸	尻無町8番地	中層耐火 5階建	1DK	18,400円～ 27,400円 駐車場1台 2,000円	55,200円～ 82,200円	玉緒小学校 玉園中学校

2 募集(申込受付)期間等

- (1) 募集(申込受付)期間 令和7年12月1日(月)から同月8日(月)まで
(土を除く午前8時30分から午後5時15分まで)
- (2) 申込者実態調査 令和7年12月9日(火)及び同月10日(水)
- (3) 市営住宅運営委員会 令和7年12月18日(木)
- (4) 入居説明会(抽選会) 令和8年1月8日(木) 予定(会場及び時間については、別途通知する。)
- (5) 入居可能日 令和8年1月16日(金)から ※入居可能日から家賃が発生する。

3 申込資格(以下の条件が全て備わっている人に限る。)

- (1) 市内に住所又は勤務先を有し、市町村税及び国民健康保険料を完納していること。
- (2) 現在同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び入居予定日から3箇月以内に結婚し、同居可能な婚姻関係予定者を含む。)があること。
- (3) 現に住居に困窮していることが明らかなこと(原則として、持ち家がある場合は申込不可)。
- (4) 入居予定者全員の収入月額の合計が、15万8,000円以下であること(計算方法は公営住宅法の規定による。ただし、高齢者世帯、障害者又は就学前児童がいる世帯等は、21万4,000円以下でも可能であるが、その場合には、家賃、敷金の額が上記表示の額を上回る。)
- (5) 入居しようとする者及び同居しようとする者が暴力団員でないこと。
- (6) 単身入居の場合は、前各号((2)を除く。)に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する者に限る。
 - ア 60歳以上の者
 - イ 障害の程度を証する手帳等の交付を受け、その手帳に記載されている障害の程度が、身体障害者で1級から4級までの者若しくは精神障害者で1級から3級までの者又は知的障害者で精神障害者の程度に相当する程度の者(ただし、常時の介護を必要とし、かつこれを受けることができず、又はこれを受けることが困難である場合を除く。)
 - ウ 戦傷病者手帳の交付を受け、その手帳に記載されている障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は表ノ3の第1款症の者
 - エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項により厚生労働大臣の認定を受けている者
 - オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者
 - カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - キ ハンセン病療養所入居者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者

(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

4 申込みに当たっての注意

(1) 申込みは、本人又は家族が行うこと。郵送及び申込期間後の申込みは、受付不可とする。

(2) 申込資格の全てに該当する人のみ受付する。

(3) 申込みを受け付けた後、申込書類一式の返却は不可とする。

(4) 申込みを受け付けた後、実態調査を行い、申込内容を確認する。

(5) 入居者の選考は、東近江市営住宅運営委員会で住宅困窮度合いを審議し、住宅困窮度の高い順に入居を決定する。ただし、順位が定め難い場合は、公開抽選を行い入居当選者及び補欠者を決定する。

(6) 入居及び補欠の決定をされても、その後に申込書やその他添付書類の内容と事実が相違することが判明した場合又は入居説明会（抽選会）を正当な事由なく無断で欠席された場合は、入居資格等を失うことがある。

(7) 入居決定を抽選で行う場合には、当該抽選に出席された応募者に、今回応募者のいない住宅についてのあっせんを行うことがある（あっせん希望がない場合は、東近江市営住宅運営委員会の承認により今回落選となった応募者の中であっせんすることがある。）。

(8) 補欠決定者については、令和8年1月26日（月）まで有効とする。

(9) 婚約者と申し込む場合は、申込み後、婚約者が変わったとき又は期限までに結婚し同居されないときは、入居決定を取り消す。

○問合せ先

東近江市都市整備部住宅課

電話 0748-24-5652

I P 050-5801-5652